

# 産業廃棄物とその処理（基本編）

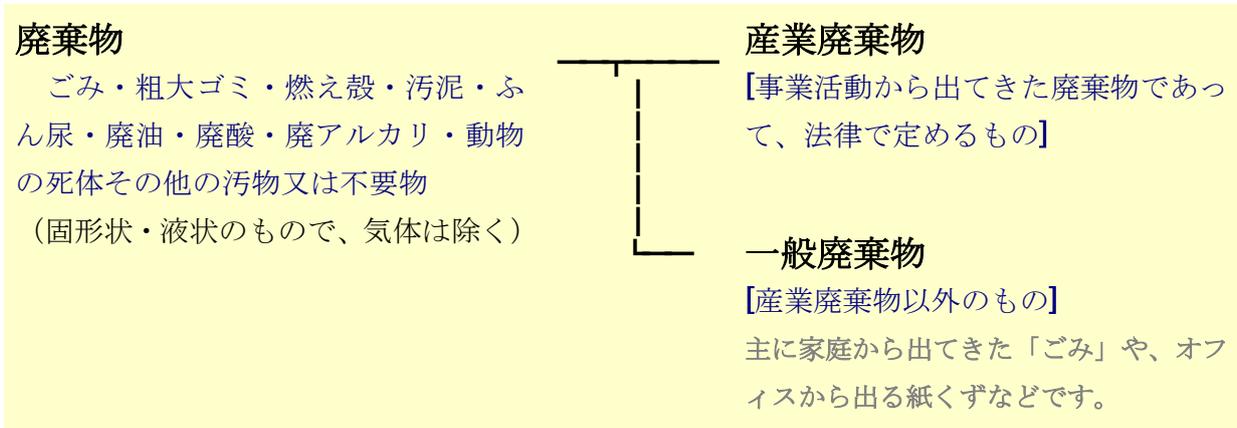
## 1 産業廃棄物と一般廃棄物

～ 廃棄物には区分があります ～

ここでは、「ごみ」ではなく「廃棄物」という言葉を使っています。この場合の「廃棄物」は、「ごみ」だけでなく、より広い範囲を指しています。

そして、「廃棄物」は図1のように「産業廃棄物」と「一般廃棄物」とに大きく分類されます。

図1 廃棄物の区分（概略）



～ 「産業廃棄物は排出事業者が処理する」という原則があります～

法律には“事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理する”という基本的原則があります。特に、**産業廃棄物は量の多少に関わらず、排出事業者である皆さんが、責任を持って保管、運搬、処分をしなければなりません。**また、その際には基準を守る必要があります。もし基準を外れた処分をした場合は、罰金等の刑罰や行政処分が科せられます。



## 2 処理を委託するには

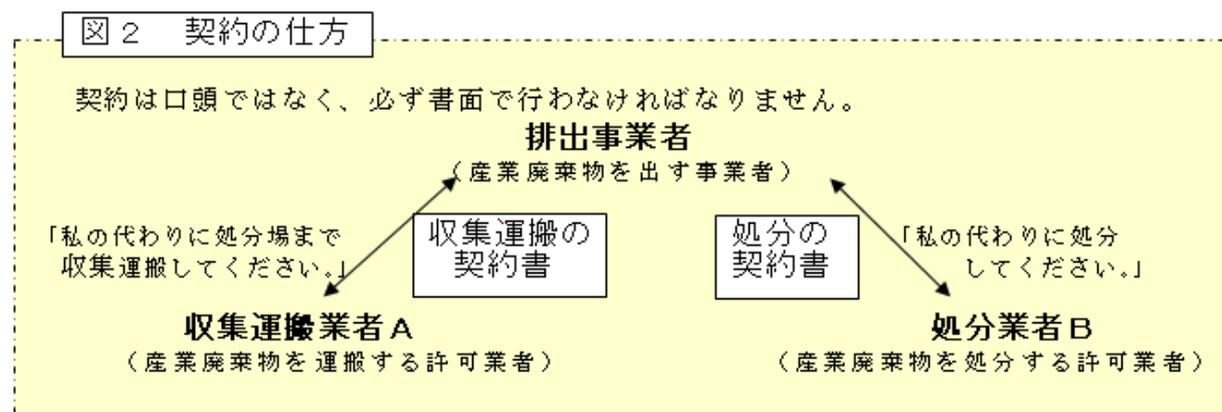
～ 基準を守れば、許可業者に処理を委託することができます ～

これまでの話で、産業廃棄物は排出事業者である皆さんが責任を持って保管し、処理（運搬、処分）しなければならないことが判りましたが、場所や人手の関係から、法律の基準にしたがって自力で処理できる方はほとんどいないのではないのでしょうか。自分で処理できない場合は、委託基準に従って、都道府県等の許可を受けた許可業者に産業廃棄物の処理を委託することになります。

～ 許可業者への委託処理には契約書が必要です ～

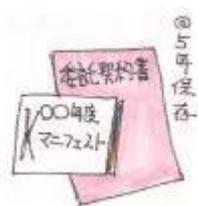
産業廃棄物の委託処理（収集運搬、処分）の契約には、収集運搬用と処分用で2通りの委託契約書(図2)を作成して契約する必要があります。また、この契約書には、処分先や料金などが含まれなければなりません。

もし適正な契約を結ばなかった場合、罰金などの刑罰が科せられます。



～ 契約書は契約終了後から5年間保存します ～

委託契約書は、契約終了後（契約をうち切ってから）5年間保存するように決められています。



### 3 マニフェスト運用、特別管理産業廃棄物の帳簿記載

～ 産業廃棄物の処理委託にはマニフェストが必要です ～

商品の受け渡しを例に考えてみましょう。もしも納品伝票がなかったら、誰からの注文か、どこに届けばよいのか、それどころか全部届いたのかも分からなくなってしまいます。それは、荷物が産業廃棄物であっても同じです。

そこで、**産業廃棄物を許可業者に引き渡す際には、マニフェスト(産業廃棄物管理票)と呼ばれる伝票を交付する決まり**になっています。

#### マニフェストの交付

排出事業者である皆さんが**あらかじめ用意したマニフェストに、産業廃棄物の中身や量**を確認して必要事項を記入します。そして、その伝票を当該の産業廃棄物と共に、許可業者へ引き渡します。

#### 記入する内容

- ①渡すのはどのような産業廃棄物なのか
- ②量はどのくらいあるのか
- ③どの収集運搬業者がどこに運ぶのか
- ④どの処分業者が処分するのか[最終処分も含む]

#### マニフェストの姿

通常は複写式7枚綴りです。

～ マニフェストは産業廃棄物と一緒に旅をします ～

最初に、収集運搬業者に渡されたマニフェストは、「産業廃棄物を管理するための伝票」として使用され、処理が終わるまで産業廃棄物と行動をともにします。そして、委託した産業廃棄物の処理が終わった後、マニフェストはその通知として排出事業者へ所定の何枚かが返ってきます。

なお、マニフェストを適正に使用しなかったり、虚偽の記載をした場合、皆さんにも原状回復命令等の行政処分や罰金が科せられます。

## ～ 特別管理産業廃棄物を排出する場合は、帳簿を作ります ～

特別管理産業廃棄物を生ずる事業者及び産業廃棄物処理施設（法第15条第1項）を設置する事業者には、帳簿の記載と保存が義務づけられています。

### 帳簿の記載事項

#### 運搬（の委託）

- ①運搬（委託）年月日
- ②運搬者（名称、住所、許可番号）
- ③運搬方法、運搬先ごとの運搬量
- ④積替えの場所ごとの搬出量

#### 処分（の委託）

- ①処分（委託）年月日
- ②処分者（名称、住所、許可番号）
- ③処分方法ごとの処分量（+委託内容）
- ④自己処分の場合、持出先

### 帳簿の扱い

- ①翌月中までに記載すること
- ②1年間で閉鎖する
- ③閉鎖してから5年保存

### 再委託の禁止について

産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者は、原則として自分が処理の委託を受けた仕事を別の業者に任せて(再委託)はいけないとされています。

これは再委託により責任の所在があいまいになることが、不法投棄等に結びつくことがあるからです。

皆さんも、収集運搬に来た業者が契約した業者か、戻ってきたマニフェストに予定どおりの業者が記載されているか、十分に注意してください。

## 4 マニフェストが戻ってきたら

### ～ 内容の確認や保管が必要です ～

さて、委託した産業廃棄物の処理が適正に行われ、規定どおりにマニフェストが戻ってきました。しかし、これで排出事業者としての責任を果たしたわけではありません。まず、内容を確認してください。適正に処理されたことを 記載内容から確認した上で、法で定められた期間[5年間]保管します。

### ～ 運搬・中間処理・最終処分は予定どおり行われていますか？ ～

運搬・処分が終了してからそれぞれ10日以内にマニフェスト写しを送付することが、処理業者に義務付けられています。万が一、マニフェストが下記の期限を過ぎても戻ってこない場合などは、処理業者に対しての確認・指示・催促等によって処理の状況を把握し、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じます。そして、その講じた措置等を、所管の都道府県等に報告しなければなりません。

マニフェスト写しの送付を受けるまでの期間		
マニフェスト	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
B2 票、D 票	交付の日から 90 日	交付の日から 60 日
E 票	交付の日から 180 日	同 左



### ～ 「おかしいな？」と放置しておくとは一大事 ～

マニフェストが期限までに戻ってこないのに放置したり、戻ってきたマニフェストの記載内容の確認を怠り、“定められた事項が記載されていない”“虚偽の内容が記載されている”などといった不適正処理の恐れに対して、収集運搬業者又は処理業者に必要な指示・催促をしていない場合には、皆さんにも原状回復命令等の行政処分が科せられます。

### 「返送されたマニフェストの保存方法について」

戻ってきたマニフェストは、5年間保管するように定められています。その際には、同じ交付番号の[A, B2, D, E]各票を組にして整理し、提示を求められた際に、直ちに応じられるよう、綴りの所在を決めておいてください。

## チェックリスト

チェックする タイミング	チェック内容		はい	いいえ
1. 廃棄物の発生	1 産業廃棄物 と一般廃棄物	① 仕事からの廃棄物のうち、産業廃棄物と一般廃棄物は分けて扱っていますか。		
		② 産業廃棄物の保管場所に(掲示板)を設置していますか。		
		③ 保管は囲いのある場所か、物置庫、コンテナ等を利用していますか。		
		④ 保管場所で、はえ、蚊、汚水、悪臭等が発生しないように、対策をしていますか。		
		⑤ 産業廃棄物は、処理基準に従い自分で処理をするか、許可を受けた専門業者に委託していますか。		
2. 許可業者と委託 処理の手続きをする	2 処理を委託 するには	① 収集運搬業者と処分業者の許可証等の写しをもらっていますか。[産業廃棄物では委託契約書への添付が義務付けられています]		
		② 収集運搬業者は、佐世保市及び運搬先となる施設がある県等で、許可等を受けていますか。[許可証等の写しで確認]		
		③ 収集運搬業者の許可等の範囲として、委託している産業廃棄物の品目を取り扱えるようになっていますか。[許可証等の写しで確認]		
		④ 処分業者は、施設のある都道府県等の業の許可等を受けていますか。[許可証等の写しで確認]		
		⑤ 処分業者の許可等の範囲として、委託している産業廃棄物の品目を取り扱えるようになっていますか。[許可証等の写しで確認]		
		⑥ 収集運搬業者と収集運搬に関する委託契約を書面で結んでいますか。		
		⑦ 処分業者と処分に関する委託契約を書面で結んでいますか。		
		⑧ 設問⑥、⑦における委託契約書には必要事項にある項目がすべて含まれていますか。		

3. 廃棄物を許可業者に引き渡す	3 マニフェストの使い方	①	産業廃棄物を引き渡す際には、必ずマニフェストを交付していますか。			
		②	マニフェストは、にあるマニフェスト様式を使用していますか。			
		③	マニフェストに、必要事項をすべて記載していますか。記入が必要ない欄は、斜線で抹消していますか。			
		④	マニフェストは、適正に運用されていますか。			
4. 処理がされ、確認のマニフェストが返送された	4 マニフェストが戻ってきたら	①	交付したマニフェストは、定められた期限までに返送されていますか。			
		②	返送されたマニフェストに、処理業者側の記入・押印がすべてされていますか。記載内容や日付はおかしくありませんか。			
		③	返送されたマニフェスト E 票に記載された最終処分場所は、処分業者との委託契約書に記載された場所と一致していますか。			
5. 書類の管理をする	5 書類の管理	①	返送されたマニフェストは、5 年間保存するようにしていますか。			
		②	特別管理産業廃棄物の帳簿は、適切に記載し、5 年間保存するようにしていますか。(特別管理産業廃棄物を生ずる事業者の義務)			
		③	契約を終えた委託契約書は、5 年間保存するようにしていますか。			
通常はここまで						
6. マニフェストで処理を確認する際に問題が生じた	上記の 4 で問題が生じた場合は、この欄を確認してください。					
	6 マニフェスト運用上の事故への対処	①	交付したマニフェストが、期限までに返送されていない場合、収集運搬業者や処分業者に催促をしていますか。			
		②	返送されたマニフェストの記載内容等に誤りや漏れがあった場合、収集運搬業者や処分業者に訂正や記載の指示をしていますか。			
③		マニフェストの返送期限超過や、その他の使用方法及び記載内容に法律違反があった場合、行政に報告をしていますか。				